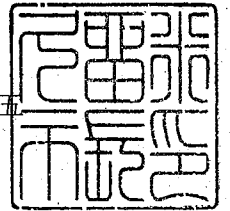


「個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借」の入札について

個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年9月19日

久留米市長 原口 新五



1. 入札に付する事項

(1) 業務名

個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借

(2) 履行場所

久留米市役所本庁及び総合支所、市民センター等

(3) 業務内容

別紙「個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借」に関する仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和11年1月31日（物品の使用開始は令和8年2月1日から）

長期継続契約（地方自治法第234条の3・地方自治法施行令第167条の17による）

(5) 予定価格及び入札書比較価格

入札書比較価格：10,537,200円（税抜）

予定価格：11,590,920円（税込）

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 競争入札参加資格審査申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において今年度久留米市競争入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成24年久留米市告示第126号に定める物品の資格の申請を行っていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(5) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

(6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3. 契約条項を示す場所

久留米市 市民文化部市民課（久留米市庁舎1階）

4. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の(1)①～④に掲げる提出書類を全て郵送にて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- ② 使用印鑑届（第2号様式）
- ③ 参加資格調書（第3号様式）
- ④ 委任状（第4号様式）※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ

(2) 提出期限及び注意事項

令和7年9月30日（火曜）17時00分必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかで郵送すること。
- ② 封筒の表面に「個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借 入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、「個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

「12. 問い合わせ先」を参照

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を連絡するとともに、令和7年10月3日（金）発送予定の文書により通知する。

(5) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関

連規定に基づき公表することがある。

⑤ 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。

⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

5. 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに、「4.(1) 提出書類」を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 提出書類 (※久留米市ホームページよりダウンロードすること。)

① 入札書 (第5号様式)

(2) 提出期限

令和7年10月6日(月) 17時00分必着(期限厳守)

(3) 提出先(宛先)

久留米市 市民文化部市民課 宛

(4) 郵送方法

① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。

② 封筒表面に、「個人番号カードオンライン申請補助端末の賃貸借」・「入札書(第5号様式) 在中」と記載すること。

③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。

また、封緘(封の糊付け)、封筒の継ぎ目に押印すること。

なお、縦書き・横書きどちらでも有効とする。

④ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

ただし、契約にあたっては、入札書に記載された金額に、その100分の10に相当する金額を加算した額をもって、契約金額とする。

(6) 入札辞退

競争入札参加資格審査申請書を提出後、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」(第6号様式)を提出すること。

(7) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

7. 開札

(1) 日時

令和7年10月8日(水) 10時00分

(2) 場所

久留米市役所本庁 3階 307会議室

(3) 立会

入札者のうち、立会い希望者を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

入札書に記載している金額が入札書比較価格以下の範囲になっている入札者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、入札に参加したすべての事業者へ速やかに連絡を行うとともに市ホームページにて公開する。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、月額契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

9. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が入札書比較価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

10. その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

(URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)

ページ名：「個人番号カードオンライン申請補助端末の貸貸借」に関する条件付一般競争入札の実施について

(2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、受付方法及び回答方法

① 受付期間

公告の日から令和7年9月24日（水）12時00分まで

② 受付方法

ホームページよりダウンロードした「質問書」(第7号様式)を、事務局宛てに送付し、事務局へ電話にて受信を確認すること。質問は仕様書の当該ページ数と項目を明らかにしたうえで記載すること。なお、電話による質問は受け付けない。

③ 回答方法

令和7年9月26日(金)までに、市ホームページにて公開する。なお、回答した内容は仕様書の変更とみなす。

1 1. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1 2. 問い合わせ先(事務局)

【本入札及び業務全般に関すること】

久留米市 市民文化部市民課 渡邊、鈴木

(久留米市庁舎1階)

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

電 話：0942-30-9000 (内線：9742)

FAX：0942-30-9758

E-mail：shiminka@city.kurume.lg.jp

